

令和5年3月10日

介護保険法に基づく介護保険事業者の行政処分について

このことについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

記

1 処分の内容

事業者の名称	社会福祉法人 龍峰会
事業者の住所	群馬県藤岡市浄法寺1881番地6
事業所の名称	ケアプランセンターみたけ
事業所の所在地	群馬県藤岡市神田935番地1
サービスの種類	指定居宅介護支援事業所
指定年月日	平成18年10月1日
事業所番号	1070900640
処分の内容	指定の取消
取消効力発生日	令和5年4月10日

2 処分の理由

(1) 不正請求

運営基準違反に伴う減算を行わず、介護給付費を請求し受領した。